

社会福祉法人百音の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 百音の会（以下「当法人」という）定款第8条および、第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給について)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。但し、法人運営及び経営状況または、役員等の個々の意思により、各支給の上限を超えない範囲において変動があることを可とする。

- (1) 常勤役員については、報酬、特別手当及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、特別手当及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 特別手当については、別表第4に定める額
- (3) 退職手当については、別表第5に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、月末締め翌月15日支給とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。

(2) 特別手当については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該業務及び会議等の業務日数を計算し、月末締め翌月15日に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月17日より施行する。

別表 1（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

項目	日額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための業務	15,000円

※定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要

（2）理事

項目	日額
理事会等会議への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務のための業務	25,000円

（3）監事

項目	日額
監事監査及び理事会等会議への出席	25,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	25,000円

別表 2（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 550,000円
常務理事	月額 300,000円

別表 3（職員給与との併給）

① 役職ごとの役員報酬額を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 275,000円
常務理事	月額 150,000円

② 合算範囲について

当法人職員を兼務し職員給与を支給している役員に対しては、下記表記のとおりとする。

役職名	月次報酬合算範囲
理事長	上記①の役員報酬額＋職員給与規程範囲内
常務理事	上記①の役員報酬額＋職員給与規程範囲内

※上記の併給額を月額とする。

別表 4（常勤役員の特別手当）

7 月特別手当	月額×算定月数（算定月数は原則として、その年度の平均値程度とする）
1 2 月特別手当	月額×算定月数（算定月数は原則として、その年度の平均値程度とする）

別表 5（常勤役員の退職金算定について）

最終報酬月額×在任年数×0.5

但し、職務に対する功労・勤務状態等を考慮し、上記計算値に加え、3割程度の増減加算ができることとする。